[事案 29-352] 介護年金等支払請求

・平成30年8月30日 裁定終了

<事案の概要>

責任開始期前の発症であることを理由に介護年金・一時金が支払われなかったことを不服と して、各給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

要介護2に認定されたので、平成25年2月に契約した医療保険および介護特約にもとづき、介護年金・一時金の支払いを請求したところ、要介護状態になる原因となったアルツハイマー型認知症は、保険契約の責任開始期前である平成24年4月に発症していたとして不支払いとなった。しかし、被保険者は契約時、自らがアルツハイマー型認知症であるとは認識していなかったので、民法1条2項の信義則にもとづき、介護年金・一時金を支払うか、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

約款には、責任開始期前に発生した疾病は保障しない旨の規定が存在するが、責任開始期は 平成25年2月で、被保険者のアルツハイマー型認知症の診断は平成24年4月であるので、申 立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を把握するため、申立人代理人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、信義則を理由とした介護年金・一時金の支払いまたは既払込保険料の返還 は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解によ る解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。